

# 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

## さくらの舞 重要事項説明書

(指定介護予防短期入所生活介護施設・短期入所生活介護施設)

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(岐阜県指定 2170601062 号)

### 1・施設経営法人

法人名	社会福祉法人 さくらゆき
法人所在地	岐阜県羽島郡岐南町徳田1丁目79番地
電話番号	058-268-0039
代表者氏名	理事長 依田 充朗 (よだ あつろう)
設立年月	平成24年9月27日

### 2・施設の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 施設の種類  | 介護予防短期入所生活介護<br>短期入所生活介護<br>平成25年7月19日 指定   |
| (2) 施設の目的  | 介護保険法令に従い、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養の世話をを行うことにより、ご利用者の心身機能の維持並びにご家族等の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とします。 |
| (3) 施設名称   | ショートステイ さくらの舞   |
| (4) 施設所在地  | 岐阜県羽島郡岐南町徳田1丁目79番地  |
| (5) 電話番号   | 058-268-0039  |
| (6) 施設長氏名  | 依田 充朗   |
| (7) 施設運営方針 | ① 利用者一人一人に笑顔と敬意を持って接します。<br>② ご利用者が安心してサービスを受けられるよう、優しい心とやわらかな雰囲気の中で過ごせる環境を提供します。                                     |

③ 住み慣れた地域に開かれた福祉拠点としての役割に貢献します。

(8) 開設年月 平成 25 年 7 月 19 日

(9) 利用者 10 人

### 3・設備等の概要

1 階	居室	10 室
	リビング	1 室
	トイレ	3 箇所
	浴室	1 箇所
2 階	浴室	2 箇所
	医務室	1 室
	多目的ホール	1 箇所

※ご利用者の心身の状況により、居室を変更させていただく場合があります。  
その際にはご利用者やご家族と協議の上、決定するものとします。

### 4・職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(併設である特別養護老人ホームを兼務するものとします)

(主な職員の配置状況 〈職員の配置については、指定基準を遵守しています〉)

職種	指定基準
1・管理者(兼務)	1名
2・嘱託医	1名(非常勤)
3・生活相談員(兼務)	1名
4・介護職員	4名
5・看護職員(兼務)	1名
6・機能訓練指導員(兼務)	1名
7・管理栄養士(兼務)	1名
8・介護支援専門員(兼務)	1名

## 5・職員の勤務体制

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務時間
1・管理者	8：30 ～ 17：30
2・生活相談員	8：30 ～ 17：30
3・介護職員	早番：6：30 ～ 15：30 日勤：8：30 ～ 17：30 遅番：15：00 ～ 24：00 夜勤：24：00 ～ 9：00
4・看護職員	8：30 ～ 17：30
5・管理栄養士	8：30 ～ 17：30
6・介護支援専門員	8：30 ～ 17：30

## 6・当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(サービス概要)

### ① 食事

・管理栄養士の立てる計画により、栄養並びにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご利用者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただくことを原則とします。

(希望がある場合は、居室で食事をとっていただくこともできます。)

食事時間は概ね以下の通りです。

朝食 8：00 ～ 昼食 12：00 ～ 夕食 17：10 ～

※希望がある場合は、この限りではありません。

・アレルギーや食べれない物がある場合は、別のメニューを選択することができます。

### ② 入浴（個別入浴）

・入浴または清拭を週2回行います。(ただし、必要に応じ随時対応)

・ご利用者の身体状況によって、一般浴やリフト浴やストレッチャー浴を利用して入浴をすることができます。

### ③ 排泄

・ご利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うと共に、身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・嘱託医師、看護師による健康チェック及び異常の早期発見、早期処置に努めます。
- ・嘱託医師が必要と判断された場合には、速やかに医療機関へ受診をします。

⑥ 安全管理

- ・居室内の安全管理のため、ナースコールシステムを使用します。ただしご利用者のプライバシー保護には細心の注意をもって運用します。

⑦ 生活介護

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行います。
- ・心身状態の応じて適切な静養が行われるように援助します。
- ・清潔な寝具を提供します。リネン交換は週 1 回行います。ただし必要な場合はその都度交換します。

⑧ 余暇活動

- ・施設での生活が楽しく実りのあるものとするために、行事やレクリエーションを企画します。

⑨ 送迎

- ・地域：岐南町、笠松町、岐阜市、各務原市および施設より 10 k m 以内
- ・時間：午前 9 時～午後 5 時
- ・費用：1 回 184 円（1 割負担の場合）

※上記区域外に居住するご利用者に対して行う送迎で当施設から 10 k m 以内は通常料金、10 k m を超える場合は 1 k m 毎に 100 円実費追加

- ⑩ 短期入所生活介護計画の作成・おおむね 4 日以上利用される方に対して、当施設の介護支援専門員が作成します。

## 7・協力医療機関

### ① 協力医療機関

所在地 岐阜県岐阜市下川手747  
病院名 さごうクリニック（特養 嘱託医）

所在地 岐阜県羽島郡笠松町田代185-1  
病院名 松波総合病院

所在地 岐阜県羽島郡岐南町みやまち1-48  
病院名 はる歯科クリニック

## 8・身体拘束について

・当施設では原則的には身体拘束は行いません。しかし、ご利用者、ご家族の希望、または緊急やむを得ない場合にはこれを行う場合があります。やむを得ず身体拘束を行う場合にはご利用者、ご家族、各専門職で十分に検討した後「身体拘束に関する同意書」を作成し同意をしていただきます。その後の経過観察記録を付け、随時再検討し、努めていきます。

## 9・虐待防止について

・当施設ではご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、サービス利用中に当該事業所職員又は養護者（ご利用者の家族等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村（保険者）に通報します。また職員が支援にあたって悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 10・サービス提供における事故発生時の対応

- (1) サービスの提供を行っている際に、ご利用者の病変及び事故が生じた場合、必要な措置を講じるとともに以下の対応を行います。
    - ① ご家族等へ電話等により連絡をします。
    - ② 急を要する場合には事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合があります。
    - ③ 必要に応じて市町村（保険者）へ連絡をします。
  - (2) 再発防止策
- ・事故報告に基づき、再発防止のための委員会設置を行い、第三者委員を含め調査検討し、防止策の作成を行います。

## 11・ご利用中の医療行為について

- (1) サービスご利用期間中はご利用者の主治医の診断による治療方針と方法が継続されます。
- (2) サービスご利用中に行った処置等に伴う持ち込み以外の薬品や消耗品（ガーゼ等）はご利用者の負担としてサービス利用料金に合わせて請求させていただきます。
- (3) ご利用当日の体調によってはご利用を見合わせていただく場合がございます。

## 12・受診の依頼

- (1) サービス利用中にご契約時、またはご利用開始時と著しく異なる心身状況が認められた場合や他のご利用者への影響が懸念される症状が認められた場合は、看護師、または介護職員の判断により、医療機関での受診をお願いする場合がございます。
- (2) 受診のための送迎、付き添いは原則としてご家族での対応となりますがご家族の依頼により当施設の送迎は羽島郡域の医療機関は無料でまたそれ以外の医療機関であれば片道 800 円でご利用いただけます。  
以降 5k m毎に 100 円を実費でご負担いただきます。

### 13・事業所をご利用の際に留意していただく事項

#### (1) 面会

- ・面会時間は午前8時30分から午後7時です。
- ・ご利用者の嗜好品を持込まれた場合は必ず職員にご連絡ください。

### 14・第三者による評価の実施状況（有・**無**）

### 15・苦情処理について

#### ① 当施設における苦情の受付担当

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

職種	施設長	依田	充朗
	生活相談員	平井	伊久子

#### ○受付時間

毎週月曜日から金曜日 時間 8:30 ~ 17:30

#### ○苦情受付ボックスを設置しています。

#### ② 行政機関その他苦情受付機関

特別養護老人ホームさくらの舞 苦情処理委員会	電話番号 058-268-0039
岐南町役場 保険年金課	電話番号 058-247-1341
岐阜県国民健康保険団体連合会 (岐阜県福祉・農業会館4階)	電話番号 058-275-9826

説明日 令和 年 月 日

ショートステイさくらの舞の入所に際し、ご利用者及びご家族・身元引受人に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 さくらの舞

《説明者》

職種 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 さくらの舞のサービス提供開始に同意をしました。

《ご利用者》

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代筆者 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

《ご家族・代理人》

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_